

本試験をふりかえる

相続税法

Special Discussion

問番	題号	出題された論点	難易度
第一問	問 1	受益者等が存しない信託等の特例	○
		人格のない社団等及び持分の定めのない法人に対する課税	○
		特定一般社団法人等に対する課税	△
	問 2	特定居住用宅地等の意義	△
		貸付事業用宅地等の意義	△
第二問	1	相続人・相続分	○
	2	財産評価	
		① 宅地 H	○
		② 宅地 I	○
		③ 宅地 J	○
		④ 建物 K	○
		⑤ 宅地 L	○
		⑥ 山林 P	×
		⑦ Q 社株式（上場株式）	○
		⑧ R 社社債	×
		⑨ S ゴルフ会員権	○
		⑩ 外貨普通預金	○
		⑪ O 社株式（取引相場のない株式）	
		イ 評価方式の判定	○
		ロ 1 株当たりの純資産価額	△
		ハ 類似業種比準価額	○
		ニ 原則的評価額	×
	3	小規模宅地等の特例	△
	4	みなし取得財産	
		① 生命保険金等	△
	5	② 退職手当金等	○
		債務・葬式費用	○
	6	生前贈与	
		① 相続時精算課税贈与	○
		② 生前贈与加算	○
	7	相続税の総額の計算	○
	8	税額控除等	
		① 相続税額の加算	○
		② 贈与税額控除（暦年）	×
		③ 配偶者の税額軽減	△
		④ 未成年者控除	○

難易度の「○」は出来なければいけない部分
「△」は出来てほしい部分
「×」は出来なくてもよい部分を示す。